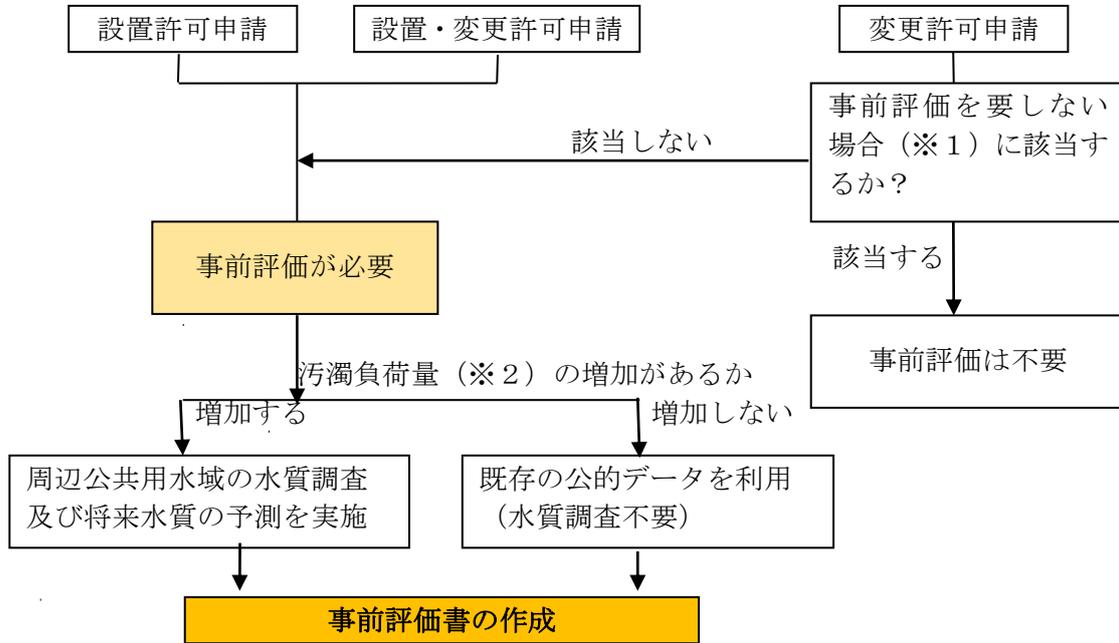


事前評価の要・不要の判断

事前評価を要するか否かについては以下のとおりです。



※1 事前評価を要しない場合（瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則第7条の2）
次の(1)～(4)のいずれかに該当する場合は、事前評価は不要です。

(1)	右の3つの全てに該当する場合	①	特定施設からの汚水等が無処理で公共用水域へ排出される場合は、特定施設からの汚水等の水質及び量が增大しないこと。
		②	特定施設からの汚水等が処理施設で処理されて公共用水域へ排出される場合は、処理後の水質及び量が增大しないこと。
		③	排水口の位置、数及び排出先が変わらないこと。
(2)	右の2つの全てに該当する場合	①	特定施設の使用時（汚水等の処理施設の使用時を含む）において、各排水口の水質及び量が增大しないこと。
		②	排水口の位置、数及び排出先が変わらないこと。
(3)	右の2つの全てに該当する場合	①	特定施設の使用時（汚水等の処理施設の使用時を含む）において、各排水口の水質及び量が增大しないこと。
		②	排水口の全部又は一部を廃止すること。（既存の排水口を引き続き使用する場合は、その排水口の位置、数及び排出先が変わらないこと。）
(4)	右の2つの全てに該当する場合	①	各排水口の水質及び量が增大しないこと。
		②	専ら冷却用、減圧用その他の用途で使用し水質が悪化しない水のみを排出する各排水口の位置、数及び排出先を変更する場合。

※2 「汚濁負荷量」は、工場・事業場の各排水口における最大排水量×通常濃度の合計の数値。なお、項目（COD、SS等）のうち1つでも汚濁負荷量が増加する場合は、水質調査、予測が必要となるので留意してください。